

執筆者：

E-mail [湯川 雄介](#)E-mail [鈴木 健文](#)

※ 本ニュースレターは、2022年8月17日現在の情報に基づいています。

ミャンマー中央銀行(CBM)より、2022年4月に施行された強制兌換措置について、例外措置に関する続報が2022年8月16日付でありましたのでお届けします。

CBMが2022年4月3日付でNotification(Notification No. 12/2022)(「4月告示」)を公布し、国内居住者が国外から取得した外国通貨について、一定の例外を除いて1営業日以内のミャンマーチャットへの交換を強制していることは既報のとおりです(当該告示、及びその後の動向については、[2022年4月6日付のニュースレター](#)、[2022年4月8日付のニュースレター](#)、[2022年4月28日付のニュースレター](#)、[2022年5月27日付のニュースレター](#)、[2022年7月15日付のニュースレター](#)、[2022年7月20日付のニュースレター](#)、[2022年8月9日付のニュースレター](#)をご参照ください。)

2022年8月16日付Letter(Letter No. FE - 1/PaKa/1957)(「本レター」)では、外国通貨の取扱いが認められた銀行(「AD Bank」)に対して、4月告示において一定の企業等¹について例外としてきたことを前提として記載したうえで(当該例外となる企業を「例外企業等」)、外国通貨口座を開設する例外企業等の外国通貨による入金に関し、以下の取扱いが認められるように指示しています。

- ✓ 例外企業等において、受領した外国通貨を(i)使用すること、(ii)AD Bank以外の第三者に送金すること、及び(iii)AD Bankにおいてチャットに交換すること
- ✓ 例外企業等「以外の」企業等において、例外企業等から受領した外国通貨を(i)使用すること、及び(ii)使用しない場合には、受領から30日以内にAD Bankにおいてチャットに交換すること
- ✓ 例外企業等及びその他の企業等において、Foreign Exchange Supervisory Committeeの事前の許可を得て、外国通貨に関するクロスボーダー取引を行うこと

本レターが発行された前日においては、クロスボーダー取引について、事後報告で良い旨のレターが発行されましたが、クロスボーダー取引に対する自由化の影響が大きすぎると判断したのか本レターにより直ちに撤回され、本レターのとおり Foreign Exchange Supervisory Committeeの事前の許可を必要とすることとされました。もっとも、国内送金においては例外企業等からの入金であれば30日の猶予が与えられている等、事実上の緩和とも取れる内容を含んでいるようにも思われ、引き続き、本レターや強制兌換措置の動向について注視が必要です。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#)

¹ 例えばミャンマー投資委員会やティラワ経済特区における投資許可を得ている会社がこれに当たります。